
令和4年度
教育委員会の事務の
管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書

令和4年12月
高知市教育委員会

■ はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）の一部が改正され、平成20年度から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については、議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。この点検・評価を義務付けた法改正の目的は、それぞれの教育委員会が効果的な教育行政を推進し、市民に対する説明責任を果たしていくことにあります。

高知市教育委員会では、この趣旨を踏まえ、本年度に教育委員会が行った事務を振り返りつつ、検証を重ね、報告書としてまとめました。

本年度の点検・評価につきましては、「GIGAスクール構想推進事業」、「不登校対策」、「学力向上対策」の3項目で点検・評価を行うこととしました。

点検・評価の過程を通じ、課題となった事柄については、翌年度以降の施策展開に生かし効果的な教育行政に努めていきたいと考えます。

市民の皆様方には、この報告書をご一読いただき、ご意見をお寄せいただければ幸甚に存じます。

最後になりますが、報告書の作成に当たり貴重な助言をいただいた高知大学副学長の柳林信彦氏と元高知市教育委員会教育次長の依岡雅文氏に深く感謝申し上げます。

高知市教育委員会

教育長 松下 整

《 参 照 》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

■ 事務の管理及び執行の状況の点検・評価について	1
【対象事務1】GIGAスクール構想推進事業	
～GIGAスクール構想 次なるステージへ デジタル技術を日常的に活用する“60通りのGIGAスクール構想”のために～	3
○ 点検・評価委員の意見・提言への対応	5
○ 個別事務事業の点検・評価シート GIGAスクール構想推進事業	9
【対象事務2】不登校対策	
～「不登校担当教員配置校サポート事業」における11校の取組と成果の発信～	11
○ 点検・評価委員の意見・提言への対応	14
○ 個別事務事業の点検・評価シート 「不登校担当教員配置校サポート事業」における11校の取組と成果の発信	18
【対象事務3】学力向上対策	
～学力向上アクティブ・プラン第Ⅱ期 学力向上推進室による義務教育9年間の学びの質の向上に向けて～	20
○ 点検・評価委員の意見・提言への対応	22
○ 個別事務事業の点検・評価シート 学力向上アクティブ・プラン第Ⅱ期 ～学力向上推進室による義務教育9年間の学びの質の向上に向けて～	26
■ 点検・評価委員からの意見等	28

■ 事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、都道府県，市区町村を問わず，全ての教育委員会には，その教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い，その結果に関する報告書を作成して，議会に提出し，また公表することが義務付けられています。

高知市教育委員会では，平成20年度から点検・評価を行い，業務の改善を図っています。

2 対象年度

点検・評価の対象となる年度については，前年度又は当年度のいずれでもよいとされています。高知市教育委員会では，この点検・評価を単なる評価にとどまらせることなく，「計画」－「実施」－「評価」－「見直し」の一連の業務サイクルとして捉え，事務の改善につなげ，次年度の施策に反映させるため，対象年度を当該年度分とし，点検・評価を行いました。

3 項 目

点検・評価を行う項目については，全ての事務に対して行うことは難しいため，令和4年度の教育施策の重点課題として「GIGAスクール構想推進事業」，「不登校対策の充実」，「学力向上対策」の3項目の点検・評価を行うこととしました。

その他の事業については，翌年の市議会9月定例会に決算の認定議案と併せて提出している主要施策成果報告書を基にご意見をいただきたいと考えています。

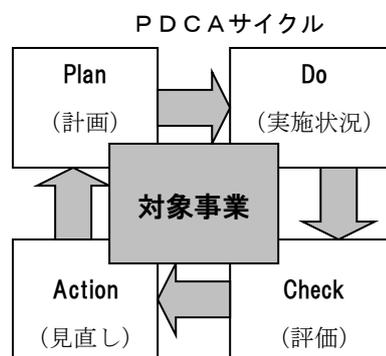
4 点検・評価の方法

(1) 概要

点検・評価の方法は，対象項目をそれぞれの事業レベルにまで分け，事業の成果や課題を挙げて，達成度と方向性を評価しました。

具体的には，各事業の達成度を「AA」，「A」，「B」，「C」，「D」の5段階（別表①参照）で評価することとし，各事業の方向性を「a」，「b」，「c」の3段階（別表②参照）で評価することとしました。

この事業ごとの評価結果を基に，改めて点検・評価対象事務の取組全体を評価（別表③参照）し，翌年度への見直しにつなげることをとしています。



別表① 「各事業の達成度」

達成度	定性的内容	定量的内容
AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。	達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
A	目標を上回る成果を挙げている。	達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。	ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を挙げた。
C	目標どおりの成果に至らない見通しである。	達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。	達成水準に対して80%未満の成果であった。

別表② 「各事業の方向性」

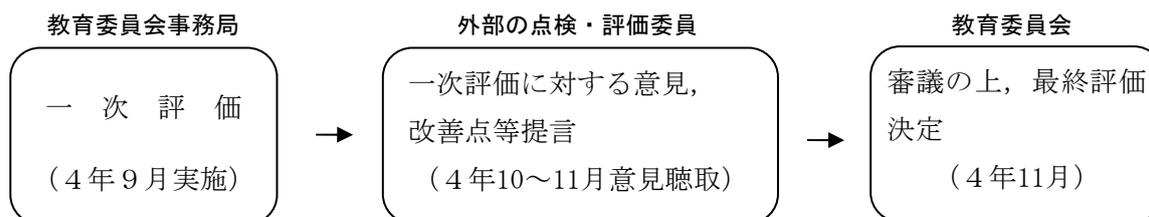
方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
c	事業の抜本的な見直しが必要である。

別表③ 「点検・評価対象事務の全体評価」

内 容
対象事務の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
対象事務の各事業の進捗に遅れが見られ、効果の低い事業を見直す必要がある。
対象事務の各事業の進捗が大幅に遅れており、抜本的に見直す必要がある。

(2) 具体的な点検・評価の手順

点検・評価の手順は、まず教育委員会の事務局において、個別の事務事業について一次評価を行いました。この一次評価を基に、外部の点検・評価委員2名からの意見や提言を踏まえ、教育委員会が最終評価を決定しました。



(3) 点検・評価委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により、下記の2名の方に事務の点検・評価委員をお願いしました。

いただいた意見等は28ページ以降に掲載しています。

氏 名	役 職 等
柳 林 信 彦	高知大学 副学長
依 岡 雅 文	元高知市教育委員会教育次長

G I G A スクール構想推進事業

～G I G A スクール構想 次なるステージへ

デジタル技術を日常的に活用する“60通りのG I G A スクール構想”のために～

国の進める「G I G A スクール構想」により、本市では、ハード面の整備が令和3年度に完了し、令和4年度以降は、「ソフト面」での充実という側面がより一層重視されることになった。

このため、これまでの授業方法に、ICT活用の手法を融合させた授業スタイルが確立できるよう研修等を充実させ、教員のICT活用指導力向上を図るとともにICTを有効に活用した授業改善につなげていくことが必要となってきた。

高知市教育委員会では、令和4年度から教育委員会内に学校教育課・学校環境整備課・教育研究所の3つの所課の職員による「G I G A スクール推進プロジェクトチーム」を設置し、指導主事等による学校への支援体制を拡充するとともに、ICTの効果的な活用についての取組を進めていくための3つの目標を設定した。

この目標に向けて、児童生徒の「主体的・対話的で深い学びの実現」のための授業改善が図られるよう高知市立学校ICT活用推進協議会や各学校と連携しながら、取組を進めることとした。

1 計 画

(1) 目標

- ① 日常的で持続可能な授業改善を図るICT活用について、全ての市立学校60校に訪問し、60校60通りの「G I G A スクール構想」の実現に向けた各校の状況を分析し、支援する。
- ② 「G I G A スクール推進モデル校」を指定し、授業改善のための取組内容が波及するよう授業公開や実践事例の公開を推進する。
- ③ 授業づくりの手引書「学びの羅針盤」へ、G I G A スクール構想の趣旨を反映した内容を追記する。

(2) 目標設定の理由

一人1台端末等のICTを有効に活用しながら、児童生徒を主体とした「個別最適な学び」と、多様な他者と関わり学ぶ「協働的な学び」を一体的に進めることにより、「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善を実現することを目的とする。

(3) 対象事務の現状

令和3年度に、国の進める「G I G A スクール構想」により、一人1台端末の整備や、高速大容量通信ネットワークの一体的な整備等、ハード面の整備が完了した。令和4年度以降は、ソフト面での充実という側面から、これまでの授業方法に、ICT活用の手法を融合させた授業スタイルが確立できるよう研修等を充実させ、教員のICT活用指導力向上を図っていく必要がある。

このため、高知市教育委員会では、指導主事等による学校への支援体制を見直すとともに、令和4年度から教育委員会内に学校教育課・学校環境整備課・教育研究所の3つの所課の職

員による「G I G Aスクール推進プロジェクトチーム」を設置し、I C Tを有効に活用した「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けて授業改善を図っていくこととした。

2 実施状況（令和4年度）

■令和4年度G I G Aスクール構想推進事業における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
G I G Aスクール構想推進事業	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（令和4年度）

評価	対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
----	-------------------------------

市内60校の60通りのG I G Aスクール構想推進に向けて、今年度より組織されたG I G Aスクール推進プロジェクトチームによる計画的な取組（R-P D C Aサイクル）が行われている。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

60校60通りのG I G Aスクール構想推進としているが、各校の校内研究体制や活用推進の度合いに格差が生じ、校内の学年間、教科間等においても進捗に差異が生じている。

このため、G I G Aスクール推進モデル校や研究推進校からの情報発信を活性化させ、全ての学校に取組内容が波及するようにしていく必要がある。

また、全ての学校の学校経営計画に「G I G Aスクール構想」が明確に位置付けられていないため、各校に働きかけを行う必要がある。

(2) 改善策の検討

G I G Aスクール推進モデル校及び研究推進校の各校において、定例会を行い、I C Tを活用した授業実践を行うよう学校と協働しながら授業公開や実践事例の公開を行うとともに、市全体に周知を図り、活用事例が全校に波及するよう、更なるI C T活用の推進を図っていく。

各校において、教員研修や学校訪問等を通じての助言や支援内容を反映させた研究体制の強化と活用推進が図られるとともに、60校60通りのG I G Aスクール構想が実現していくことを目指す。

G I G Aスクール推進モデル校及び研究推進校での好事例を基に、授業づくりの手引書「学びの羅針盤」に反映させ、追記するよう取組を進めていく。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

新型コロナウイルス感染症の出現は世界の様相を一変させ、教育の現場においても大きな影響を受けることとなった。現在においても厳しい状況の下、各学校では、ICTを活用した児童生徒の学びの継続等を始めとして、授業改善に向けた不断の努力が重ねられている。

今年度から教育委員会事務局に設置した「GIGAスクール推進プロジェクトチーム」では、このような状況の下、個別最適な学びや協働的な学びの実現に向けて、ソフト面での充実という観点から、教員のICT活用指導力の向上を図るための取組を進めており、評価委員からその体制と取組内容を高く評価していただいていると認識している。

また、高知市立学校60校に60通りのGIGAスクール構想の推進を目指す点についても、学校間、教員間でそれぞれにICT活用に関する課題や実態が異なる中、それぞれの学校が主体的にGIGAスクール構想を推進していくような取組分析や支援が行われることについても支持されているものとする。

今後も強力に事業の推進を図っていくべきであると評価委員から言及されていることを踏まえ、提言内容を具現化するよう更なる調査と研究により取組を深化させていく必要がある。

以下、いただいた提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 学校・教員への支援・研修システムそのもののICT化の進展

【提言①に対応する取組】

現在、学校におけるICT環境整備は、GIGAスクール構想の推進により着実に充実してきている。しかしながら、学校内の業務においては依然として、アナログによる処理が多くの場面に取り残されている。

特に、学校や教員への支援、研修等の場面においては、近年、オンライン研修という手法が取られてきてはいるが、事務的な手続を含め、アナログを主とした方法で展開されている場面も少なくない。

GIGAスクール構想の推進により学びの変革を担う学校や教員が、本来担うべき業務に専念できるよう校務のDX（デジタル・トランスフォーメーション）はもとより、研修についてもDXによる効率化を図る必要がある。

このため、現在行っているオンライン情報交換・相談会等の拡充やオンデマンド研修教材の開発、既存のコンテンツの収集及び整理を行い、オンラインでの提供を行うことのほか、事前・事後の事務手続のデジタル化や教員のオンラインコミュニティの構築についても研修担当部署とも連携しながら具体化に向けて研究を進めたい。

なお、現在、GIGAスクール推進プロジェクトチームが不定期に開催しているGIGAスクールオンライン相談会では、参加する教員が実践事例を持ち寄り、意見交換をするなど、教員のオンラインコミュニティとしての機能が浸透し始めている。

提言② 学習指導・教科指導に加えて、学校経営、生徒指導及び校務運営における
ICTを活用した積極的な支援

【提言②に対応する取組】

校務の運営上、特に本市の小学校においては、職員会議がほぼ毎週行われるのが通例となっており、それに要する時間の累積は決して少なくない。

また、職員会においては、紙資料の印刷及び配付が行われ、依然として印刷機等の学校事務機器が伝達手段の主流という学校も多い。

このため、学校にICTを活用して業務を改善する意識を醸成することが急務であり、高知県内の各公立学校において導入されている統合型校務支援システムやGIGAスクール構想にて整備されたプラットフォームを活用してペーパーレス化や時間短縮を図るなど、ICTを活用した業務に置き換えることで教員の働き方改革につながった事例等を基にして普及を図っていきたいと考えている。

さらに生徒指導の場においても、これらのシステムは有効であり、児童生徒の個人カルテ等、その機能を活用する研修の実施を検討するなど、一層の周知を図っていくことが重要であると捉えている。

提言③ 学校へのGIGAスクール構想の基本理解への手立て

【提言③に対応する取組】

小学校学習指導要領の前文には、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」と記述されている。

中学校指導要領の前文においても「児童」が「生徒」に置き換えられて同内容が記述されている。また、この内容は、令和3年に中央教育審議会で答申された「2020年代を通じて実現すべき『令和の日本型学校教育』の姿」にも重なる。

学校教育において、持続可能な社会の創り手となる児童生徒に必要な資質・能力を育むために、もっとも重視される学び方が「探究的な学習」であり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実こそが、目指す学びの姿である。

GIGAスクール構想の実現は、この「探究的な学習」における課題解決の一つのツールとして、児童生徒がICTを文房具のようにいつでも自由に主体的に用いることが、今後、情報化社会の形成に参画するための資質・能力を育むことにつながる。

このことは、GIGAスクール構想により、授業において「教員が活用する教具」以上に「児童生徒が活用する文房具」としてのICTに比重が増した形に変革していくべきことを意味する。

GIGAの由来である「Global and Innovation Gateway for All」が「多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育

成できる教育ICT環境を実現する」という理念であることを念頭に置き、研修等の機会があるたびに、これら基本的な考え方が共通に理解されるよう図っていききたい。

提言④ 今後の学校デザインの方向性についての指針の作成及び学校間格差の解消の手立て

【提言④に対応する取組】

高知市立学校のGIGAスクール構想の推進については、60校60通りの形で実現されるよう、各校長のリーダーシップの下、それぞれの取組が展開されている。

しかしながら、各学校の学校経営計画にGIGAスクール構想に係る内容が明確に位置付けられていない場合には、所属する各教職員の自己目標に反映されにくくなるため、学校間や教員間での取組に格差が生じることになっている。

このため、県教育委員会に対し、全ての学校で、GIGAスクール構想の推進に係るICTの活用が学校経営に必要不可欠な取組として学校経営計画の必須項目に明確に位置付けられるよう提言を行っていききたいと考える。

全ての学校の学校経営計画にGIGAスクール構想の推進に係る内容が、明確に位置付けられることで、必然的に教職員の自己目標にも直接反映されると思われるため、学校間格差については、格差から学校の特色へと昇華していくよう、引き続き学校支援に注力したい。

提言⑤ 授業・校務・環境整備・校内研修と多岐に渡る業務を円滑に遂行するため、ICT支援員の配置や企業・NPO（ICT活用教育アドバイザー）との連携等、教員のICT活用指導力の向上や研修支援体制づくりへの手立て

【提言⑤に対応する取組】

令和3年度にデジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省より出された「GIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケートの結果及び今後の方向性について」によると、「教職員の約6割からリテラシーの高い特定の教職員に業務負担が偏ること」が課題として挙げられていると記述されている。

このようなことから、特定の教職員に業務負担が偏らないよう十分に配慮していく必要がある。

本市では、令和4年度より県と高知市を始めとする他の県内自治体と共同で設置した「GIGAスクール運営支援センター」にて、GIGAスクール構想の推進により整備されたICT機器の操作等に関する質問やトラブル対処方法等について、応答を行うなど、学校及び教職員のサポートを行っている。

今後とも「GIGAスクール運営支援センター」の設置を継続し、教職員への即時対応ができる体制を維持していきたいと考えている。

また、情報教育学校支援アドバイザーを中心に全ての高知市立学校に対し、定期訪問を行いながら指導助言を行う体制が整ったため、より内容を充実させ、これまでの研修

支援体制と併せた教員のICT活用指導力向上と校内研修の支援を図っていききたい。

提言⑥ 学習用のツールを整備するための予算措置の手立て

【提言⑥に対応する取組】

授業改善を目指すために、学校現場で必要な学習用ツールを整備していくことは、児童生徒の学力向上のためにも不可欠なものであると思われる。その一方で、厳しさを増す財政状況の下、真に必要なソフトウェアを見極め、導入に向けて予算化を検討するなど、たゆまぬ努力をしていくことは教育委員会の重要な責務である。

本県では、全国唯一の全県統一型の統合型校務支援システムが導入され、運用されている。

また、GIGAスクール構想による一人1台端末が整備されると同時に「高知家まなびばこ」という学習ポータルが開設され、様々な学習教材等が提供されているほか、GIGAスクール運営支援センターが県と県内自治体で共同運営されるなど、高知県が一つの広域連携圏となって効率的で経済的なシステム調達を行う土壌ができています。

今後、県では、学習eポータルとしての「高知家まなびばこ」の運用を検討していることから、本市では、その内容と動向に注視していきたいと考える。

なお、市として学習用ツール等の導入が検討される場合には、高知市立学校ICT活用推進協議会に諮りながら、先行導入している事例やエビデンスを高知市版にローカライズするなどの方法で実効性のある材料として予算化に向けた努力を重ねたい。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： G I G Aスクール構想推進事業 】

事業名	G I G Aスクール構想推進事業 ～G I G Aスクール構想 次なるステージへ デジタル技術を日常的に活用する“60通りのG I G Aスクール構 想”のために～		担当課	学校教育課 学校環境整備課 教育研究所
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 一人1台端末等のICTを有効に活用しながら、児童生徒を主体とした「個別最適な学び」と、多様な他者と関わり学ぶ「協働的な学び」を一体的に進めることにより、「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善を実現することを目的とする。</p> <p>【事業の概要】 令和3年度に、国の進める「G I G Aスクール構想」により、一人1台端末の整備や、高速大容量通信ネットワークの一体的な整備等、ハード面の整備が完了した。令和4年度以降は、ソフト面での充実という側面から、これまでの授業方法に、ICT活用の手法を融合させた授業スタイルが確立できるよう研修等を充実させ、教員のICT活用指導力向上を図っていく必要がある。 このため、高知市教育委員会では、指導主事等による学校への支援体制を見直すとともに、令和4年度から教育委員会内に学校教育課・学校環境整備課・教育研究所の3つの所課の職員による「G I G Aスクール推進プロジェクトチーム」を設置し、ICTを有効に活用した「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けて授業改善を図っていくこととした。</p> <p>【達成すべきレベル】 (1) 日常的で持続可能な授業改善を図るICT活用について、全ての市立学校60校に訪問し、60校60通りの「G I G Aスクール構想」の実現に向けた各校の状況を分析し、支援する。 (2) 「G I G Aスクール推進モデル校」を指定し、授業改善のための取組内容が波及するよう授業公開や実践事例の公開を推進する。 (3) 授業づくりの手引書「学びの羅針盤」へ、G I G Aスクール構想の趣旨を反映した内容を追記する。</p>			
2 成果	<p>(1) 高知市立学校60校への訪問を実施し、それぞれの学校の取組に対する助言や支援をすることができた。</p> <p>(2) 江陽小学校と城東中学校を「G I G Aスクール推進モデル校」として研究指定した。さらに、潮江東小学校・昭和小学校・潮江南小学校・城西中学校の4校を「研究推進校」として指定し、取組内容が波及するよう授業公開や実践事例の公開に向けての準備を整えた。</p> <p>(3) モデル校・推進校が指定できたことにより、「学びの羅針盤」の内容にリンクさせるよう事例収集に着手できた。</p>			
3 課題等	<p>60校60通りのG I G Aスクール構想推進としているが、各校の校内研究体制や活用推進の度合いに格差が生じ、校内の学年間、教科間等においても進捗に差異が生じている。 このため、G I G Aスクール推進モデル校や研究推進校からの情報発信を活性化させ、全ての学校に取組内容が波及するようにしていく必要がある。 また、全ての学校の学校経営計画に「G I G Aスクール構想」が明確に位置付けられていないため、各校に働きかけを行う必要がある。</p>			
4 今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> G I G Aスクール推進モデル校及び研究推進校の各校において、定例会を行い、ICTを活用した授業実践を行うよう学校と協働しながら授業公開や実践事例の公開を行うとともに、市全体に周知を図り、活用事例が全校に波及するよう、更なるICTの推進を図っていく。 各校において、教員研修や学校訪問等を通じての助言や支援内容を反映させた研究体制の強化と活用推進が図られるとともに、60校60通りのG I G Aスクール構想が実現していくことを目指す。 G I G Aスクール推進モデル校及び研究推進校の取組内容を授業づくりの手引書「学びの羅針盤」に反映させ、追記するよう取組を進めていく。 			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	市内60校の60通りのG I G Aスクール構想推進に向けて、今年度より組織されたG I G Aスクール推進プロジェクトチームによる計画的な取組（R-PDCAサイクル）が行われている。
	B	a		

(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容	定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。	達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
	A	目標を上回る成果を挙げている。	達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。	ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を挙げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。	達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。	達成水準に対して80%未満の成果であった。
	方向性	内容	
	a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。	
	b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。	
	c	事業の抜本的な見直しが必要である。	

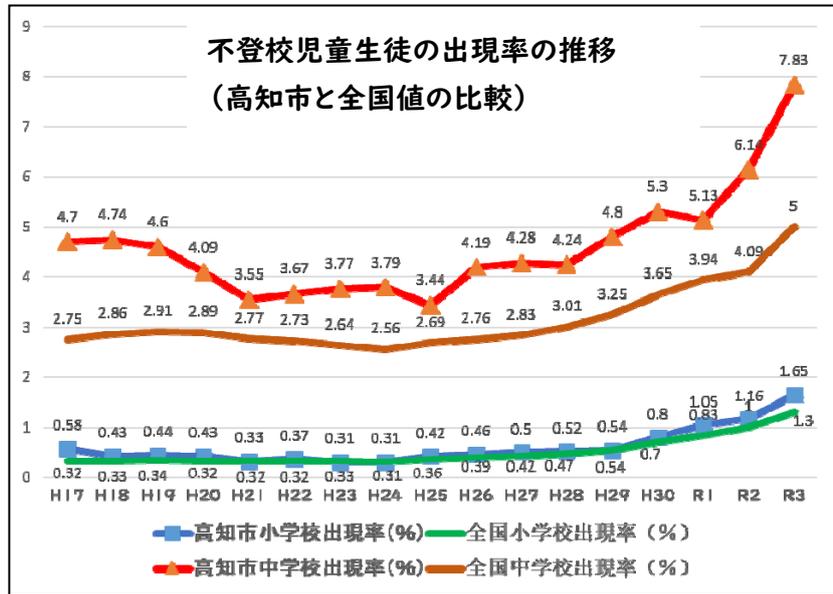
不登校対策

～「不登校担当教員配置校サポート事業」における11校の取組と成果の発信～

高知市の不登校児童生徒^{※1}の出現率の状況は、グラフにあるように、全国と同様、平成25年度から増加傾向に転じ、令和3年度の出現率は小学校、中学校とも過去最高となっている。

特に、中学校においては、全国値と大きな開きがあり、「不登校対策の充実」は喫緊の課題と考えている。

また、令和元年10月に文部科学省から通知された



「不登校児童生徒への支援の在り方について」の中においては、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」と示されるとともに、学校等の取組の充実において「多様な教育機会の確保が必要である」とされている。

このような中、本市の不登校対策として、国の方向性に沿い、全ての児童生徒を対象とした学校生活の質の向上、登校の安定しない児童生徒を対象とした早期発見・早期対応の取組、不登校状態の児童生徒を対象とした学力保障と自立に向けた支援の取組において、強化及び充実に向けて取り組んでいる。

※1 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）における不登校児童生徒の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒に登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）

1 計 画

(1) 目標

- ① 新規長期欠席者数の出現率を、令和4年12月末時点で、昨年12月末の数値（小学校等：0.86%、中学校等：2.40%）以下にすることを旨とする。（12月末時点では、長期欠席者数の出現率が指標となる。）

- ② 不登校担当教員配置校において、90日以上欠席不登校者のうち、支援ゼロ〔学校内外で養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（以下SCやSSWという）など専門家や医療、福祉機関の相談・支援を受けていない状態〕の児童生徒をなくす。

(2) 目標設定の理由

「不登校児童生徒の支援の在り方について」（通知・令和元年10月25日 文部科学省）を受け、本市の不登校対策においては、魅力あるより良い学校づくりや児童生徒の状況に応じた支援などの充実を図ってきたが、長期欠席者数は、全国と同様増加傾向にある。

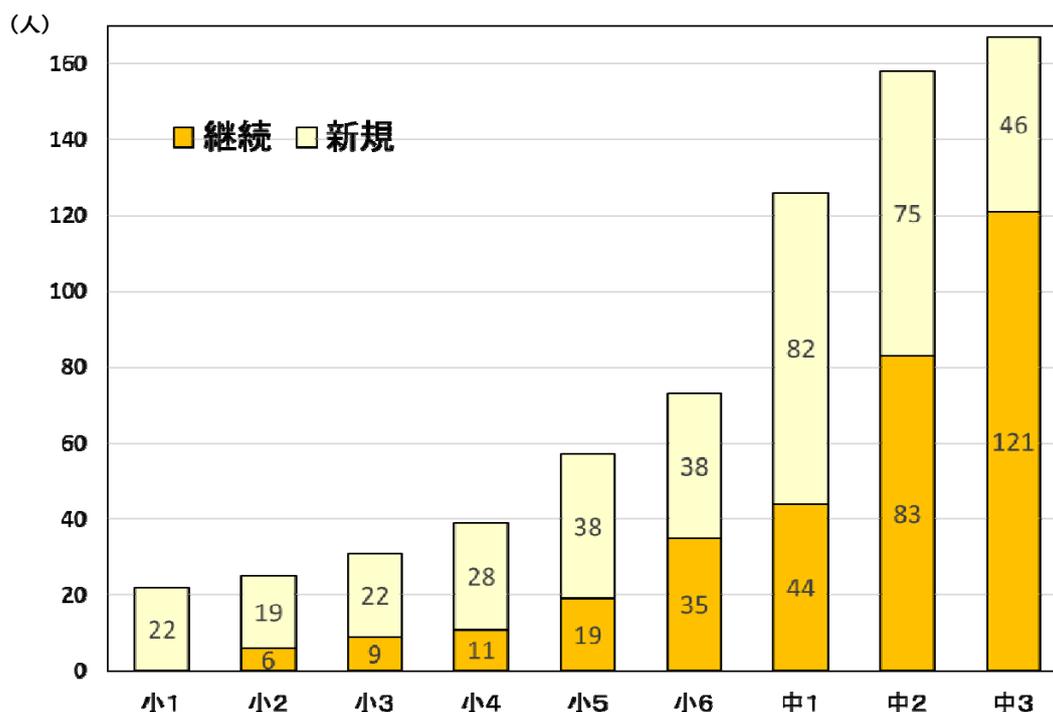
登校が不安定な児童生徒の早期発見、早期対応を行うことができるよう、組織的・計画的な支援体制や未然防止の取組を更に充実させることで、新規者の出現を抑制する。

(3) 対象事務の現状

高知市の不登校児童生徒の出現率は、全国と比べて、小、中学校とも高い状態である。また、不登校児童生徒数のうち、新規不登校児童生徒数は、中学校2年までの各学年で、それぞれ5割強を占めている。

本市では令和2年度からの3年間、小学校5校、中学校6校の合計11校（初年度は、はりまや橋小学校、翌年度から長浜小学校が指定を受ける）が高知県教育委員会人権教育・児童生徒課の「不登校担当教員配置校サポート事業」の研究指定を受け、新たな不登校を生じさせない不登校の未然防止の取組、早期発見・早期対応、さらに、不登校状態の児童生徒の学校内での居場所づくりについて研究を行っている。

令和3年度学年別不登校児童生徒数（新規・継続別）



2 実施状況（令和4年度）

■令和4年度不登校対策における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
不登校対策 ～「不登校担当教員配置校サポート事業」に おける11校の取組と成果の発信～	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（令和4年度）

評価	対象取組の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
----	------------------------------------

現時点では、新規の長期欠席者数の出現率が、小学校等は昨年度と同程度の割合で推移し、中学校等は抑制されている。

また、不登校担当教員配置校の取組や成果等は、随時、リーフレットや校長会等で発信している。

不登校担当教員配置校において、7月末時点で、30日以上欠席者数のうち、担任や他教員を中心に支援しているケースが数件あり、今後、個々の状況に応じて専門家の相談・支援が必要とされる場合には、定例の校内不登校支援委員会等で情報共有を図りながら、必要に応じて指導主事等が助言を行い、適切な支援へとつなげていくよう努める。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

本事業も3年目を迎え、指定校においては、校内支援会等の体制等は構築されてきている。しかし、不登校担当教員としての発信力の弱さや学校全体の組織力の弱さから、教職員の不登校に対する認識は浸透されず、学校間において組織的対応力に格差がある。

また、近年、高知市立学校の小学校低学年において、不登校児童数が増加傾向にあり、学校全体で支援を検証していく体制整備が課題である。引き続き定例の校内支援委員会や研修会等を通して、未然防止の計画的・継続的な取組の重要性について発信していく。

(2) 改善策の検討

不登校担当教員配置校の取組では、事業の最終年のまとめとして、校内支援委員会のレジュメや状況把握シートの高知市モデルの作成、11校の取組や成果を「不登校支援ハンドブック事例集」として発行、第5回高知市不登校担当教員連絡会においての実践発表、高知市の課題とその対策を「教育長への提言」としてまとめ、今後、教育長へ報告することとしている。報告内容については、研修会やリーフレット等で高知市立学校全体へ発信し、今後の高知市における不登校対策へとつなげていき、不登校の未然防止、早期発見・早期対応の更なる充実を図る。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

評価委員からは、本市の不登校対策の充実に向けた本事業は、国が示している「児童生徒の学校生活における質の向上」「登校の安定しない児童生徒への早期発見・早期対応」「不登校状態の児童生徒を対象とした進路保障のための自立に向けた取組の強化・充実」に沿って、総合的に推進・実践がなされ、新規長期欠席者数の出現率と不登校担当教員配置校における支援ゼロの児童生徒0名という達成すべきレベルを、おおよそ満たすものとなっていることから、事業の方向性の評価と達成度に対する評価は妥当なものであるとの評価をいただいた。

また、不登校担当教員対象の連絡会では、他校の実践を自校の取組に反映する等、交流成果も見られるとの評価をいただいている。本事業は本年度で終わるが、成果の出た事業として、今後も、改善工夫を加えながら、その成果検証をしながら進めていってもらいたいとの意見もいただいた。

以下、いただいた5つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 学校間の組織的対応力格差の是正

【提言①に対応する取組】

不登校の未然防止、早期発見・早期対応の取組においては、担任一人だけが対応するのではなく、確実に支援を行うことのできる組織での対応が必要であると考えます。

教育研究所では、不登校担当教員の3年間の実践をまとめた「不登校支援ハンドブック事例集」を令和5年1月に発行する。本冊子を通じて、具体的な事例に基づいた効果のある組織的な対応を周知することにより、不登校支援における組織的な対応の充実を図っていく。

あわせて、組織的対応の要となる校内支援委員会で、学校全体の気になる子どもについて見立てを基に方針を立て、具体的な支援について話し合い、決定ができるよう、会の進め方や方向性を記したレジメや児童生徒状況把握シートの高知市モデルを作成、また発信することで、効果的な取組を推進していく。

提言② 生徒指導上の情報の報告と共有化におけるルールの策定

【提言②に対応する取組】

不登校の子どもたちの背景は、多様化・複雑化しており学校だけでは対応が難しい事例も多く、心理や福祉、特別支援、医療や司法の視点を取り入れていくことは、子どもたち一人一人の支援がより具体的かつ効果的になるため必要であると考えます。そのためには、校内不登校支援委員会において、SCやSSWと情報共有を図り、見立てや支援の方向性について話し合うことが重要である。これまで様々な場面において、その重要性について発信してきている。また、校内における定例の支援会については、「不登

校に関するもの」とは別に「生徒指導上に関するもの」と分けて実施している学校も多く、生徒指導委員会においても、校内不登校支援委員会と同様に組織的に対応している。

共有化におけるルールについては、高知市立学校においては「不登校対応のスタンダード」を定めており、児童生徒が学校を欠席したときには、それに基づき対応をしている。また、長期欠席・不登校児童生徒については、各学校において情報共有の方法を工夫しており、職員室のホワイトボードや校務支援システムの掲示版を活用し、欠席日数や理由、電話や家庭訪問の有無などについて「見える化」することにより、全教職員が直近の情報を共有している。専門家につなぐ特定の条件については、個々のケースによって対応が異なるため、一律に実施することは難しいと思われるが、各学校においては、状況把握シートにSCやSSWの項目を入れ、抜かりのない支援に努めている。高知市として、SCやSSWにつなぐ基準を示すことについては、児童生徒状況把握シートの高知市モデルに取り入れるなど、不登校支援の方策の一つとして検討を行う。

さらに、校内支援委員会における学校内外の専門家との連携の重要性について、不登校担当教員による「実践事例集」や「教育長への提言書」を活用し、校長会や研修会、リーフレット等で、周知徹底を図っていく。

提言③ フリースクール、フリースペース、教育課程特例校の模索等多様な学べる場の拡大

【提言③に対応する取組】

令和元年10月に文部科学省から通知された「不登校児童生徒への支援の在り方について」においては、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」と示されるとともに、学校等の取組の充実において「多様な教育機会の確保が必要である」とされている。

令和4年10月27日付、文部科学省が発表した問題行動・不登校調査において、全国の国公私立小中学校で令和3年度に30日以上欠席した不登校の児童生徒は24万4940人となり、令和2年度より24.9%増えて過去最多であった。

平成29年2月14日に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）では、不登校の児童生徒^{※1}には休養が必要で、国や自治体による支援対象と明記されている。しかし、高知市のような地方都市においては都市部と違い受け皿が不足しているとの指摘もある。高知市においても民間のフリースクールはまだ数校のみで、保護者への周知も十分とは言い難い。

教育支援センターみらいでは、まず、支援センターがフリースクールの実態を把握することが必要であると考え、本年、夏季休業中の研修でフリースクール代表を講師として招聘し、活動内容等について学ぶ機会をもつことができた。また、不登校特例校については、これまで教育支援センターの指導主事2名が、岐阜県の草潤中学校と京都府の洛風中学校を視察し、先進的な取組を学び、多様な学びの場の在り方について模索しているところである。今後においては、さらに他県のフリースクールやフリースペース、

教育課程特例校等についての情報を集めるとともに、県内のフリースクールとの連携を強化することで、不登校児童生徒の居場所の拡大を図る。

※1 「教育機会確保法」における不登校児童生徒の定義（第2条第3号）

相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

提言④ 校内型適応指導教室研究実践モデル校の取組の拡充

【提言④に対応する取組】

高知市では令和2年度から、学校において不登校の子どもを対象として、個別カウンセリングや集団での活動、教科指導などを行う教室として、学校において不登校等の子どもを対象として、個別カウンセリングや集団での活動、教科指導などを行う教室として、専任の教員を1名加配教員として配置し、校内適応指導教室の研究を行っている。

令和2年度には、高知市独自の事業として「高知市校内型適応指導教室研究実践モデル校（城北中学校サポーター室）」を、令和3年度と4年度には「高知県不登校支援推進プロジェクト事業」を活用し、指定校（城東中学校学びの保健室タンポポルーム）（南海中学校あったか教室）をそれぞれ設置しているところである。

3校においては、加配教員（コーディネーター）を中心に全教職員が関わることのできる組織的な運営を重視し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりや人間関係づくり、教科の学びに取り組んでいる。また、タブレット端末を活用した学びや、校内の教室で行われている授業をリモート配信して、校内適応指導教室に登校している子どもたちが、教室での授業を受けたり、活動に参加したりすることで成果を挙げている。

また、研究指定校ではないが、学校独自に不登校児童生徒の「多様な学びの場の保障」に向けて「校内適応指導教室」を設置し、学校の不登校対応力の強化を図っている学校も増えている。今後も各学校のリソースを活用して、不登校の児童生徒の居場所づくりを進め、「学校に行くか行かないか」の二択ではなく、「行ったり休んだりできる学校」「行ける時間だけ行くことができる学校」といった柔軟な受入れや対応を積極的に進めることにより、不登校の児童生徒の社会的な自立と進路保障を図っていきたい。

提言⑤ 不登校に関わる研修講座の開設

【提言⑤に対応する取組】

不登校の「未然防止」と「早期発見・早期対応」の取組の充実に向けて、組織的・計画的に行うための教員の資質向上や学校における支援体制の充実が重要であることから、研修の果たすべき役割は大きいと考えている。

教育研究所の中核市研修では、不登校支援担当者を対象とした「不登校支援担当者研修会」を実施し、『不登校支援ハンドブック』や『ほんの少し変えるだけでうまくいく』（高知市教育委員会発行の冊子）等を活用し、校内の支援体制を充実させ、チーム学校で組織として取り組むためのリーダーとなる教員の資質向上を目指して研修を実施している。

また、若年教員研修においても、不登校を生じさせない学級・学校づくりを進めるために、『あったかプログラム』や『学級経営ハンドブック』『ほんの少し変えるだけでうまくいく』（高知市教育委員会発行の冊子）等を日々の教育実践に活用しながら、児童生徒理解を踏まえた学級経営力の向上が図れるよう意図的、計画的に研修を実施している。

さらに、任意の研修である「児童生徒理解講座」では、児童生徒理解に基づく対応の仕方等について学び、教員の資質・能力の向上を図るよう実施している。

今後においても、本市の喫緊の教育課題である不登校対策に関わる研修の充実に努めていく。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 不登校対策 】

事業名	不登校対策 ～「不登校担当教員配置校サポート事業」における11校の取組と 成果の発信～	担当課	教育研究所
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 全ての児童生徒の学校生活における質の向上、登校の安定しない児童生徒への早期発見・早期対応、不登校状態の児童生徒を対象とした進路保障のための自立に向けた取組において、強化及び充実を図ることを目的とする。</p> <p>【事業の概要】 (1) 本市では令和2年度からの3年間、小学校5校、中学校6校の合計11校（初年度は、はりまや橋小学校、翌年度から長浜小学校が指定を受ける）が高知県教育委員会人権教育・児童生徒課の「不登校担当教員配置校サポート事業」の研究指定を受け、新たな不登校を生じさせない不登校の未然防止の取組、早期発見・早期対応、さらに、不登校状態の児童生徒の学校内での居場所づくりについて研究を行う。 (2) 不登校担当教員（小学校4校、中学校6校に配置）を対象に年5回の連絡会を実施するとともに、最終年度については、3年間11校が取り組んできた不登校の予防や支援に関する具体的な内容を検証し、成果のあった取組を高知市全体に発信する。</p> <p>【達成すべきレベル】 (1) 新規長期欠席者数の出現率を、令和4年12月末時点で、昨年12月末の数値（小学校等：0.86％、中学校等：2.40％）以下にすることを旨とする。 (2) 不登校担当教員配置校において、90日以上欠席不登校者のうち、支援ゼロ（学校内外で養護教諭やSC、SSWなど専門家や医療、福祉機関の相談・支援を受けていない状態）の児童生徒をなくす。</p>		
2 成果	<p>(1) 令和4年7月末時点で、新規長期欠席者数の出現率は、小学校等0.26％、中学校等0.55％である（昨年度7月時点で、小学校等0.21％、中学校等0.76％）。現時点において、新規長期欠席者数の出現率は、新年度の丁寧な引継ぎや取組等により、小学校等では昨年度と同程度の割合で推移し、中学校等では減少している。 今年度から、新規の欠席児童生徒に更に着目できるよう、毎月実施している10日以上欠席調査から新規の児童生徒を抽出し、指導主事等が各学校へ聞き取りを行い、状況を把握した上で、支援の方針や具体的な方法について助言を行っており、学校長と新規の欠席児童生徒の状況や課題等について共有している。</p> <p>(2) 不登校担当教員配置校において、令和4年7月末時点で、30日以上欠席者のうち、支援ゼロの児童生徒は、小学校0名、中学校6名である。6名については、現在学校内で担任や他教員を中心とした支援を行っており、今後、個々の状況に応じて専門家の相談・支援を検討していく。また、各学校において、不登校児童生徒の柔軟な受入体制の工夫が行われている。</p>		
3 課題等	<p>本事業も3年目を迎え、指定校においては、校内支援会等の体制等は構築されてきている。しかし、不登校担当教員としての発信力の弱さや学校全体の組織力の弱さから、教職員の不登校に対する認識は浸透されず、学校間において組織的対応力に格差がある。</p> <p>また、近年、高知市立学校の小学校低学年において、不登校児童数が増加傾向にあり、学校全体で支援を検証していく体制整備が課題である。引き続き定例の校内支援委員会や研修会等を通して、未然防止の計画的・継続的な取組の重要性について発信していく。</p>		
4 今後の取組	<p>不登校担当教員配置校の取組では、事業の最終年のまとめとして、校内支援委員会のレジュメや状況把握シートの高知市モデルの作成、11校の取組や成果を「不登校支援ハンドブック事例集」として発行、第5回高知市不登校担当教員連絡会においての実践発表、高知市の課題とその対策を「教育長への提言」としてまとめ、今後、教育長へ報告することとしている。報告内容については、研修会やリーフレット等で高知市立学校全体へ発信し、今後の高知市における不登校対策へとつなげていき、不登校の未然防止、早期発見・早期対応の更なる充実を図る。</p>		

5 評価	達成度	方向性	評価内容	現時点では、新規の長期欠席者数の出現率が、小学校等は昨年度と同程度の割合で推移し、中学校等は抑制されている。また、不登校担当教員配置校の取組や成果等は、随時、リーフレットや校長会等で発信している。	
	B	a			
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容	
	AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。		達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。	
	A	目標を上回る成果を挙げている。		達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。	
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を挙げた。	
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。	
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	
	方向性	内容			
	a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。			
	b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。			
	c	事業の抜本的な見直しが必要である。			

学力向上対策

～学力向上アクティブ・プラン第Ⅱ期

学力向上推進室による義務教育9年間の学びの質の向上に向けて～

本市では、全国学力・学習状況調査の初年度である平成19年度の調査結果を受け、平成20年度を「授業改革元年」とし、平成24年度からは「学力対策第二ステージ」と位置付け、学力対策と生徒指導対策を両輪として、学力向上に取り組んできた。

「学力向上対策」については、平成20年度から平成24年度までの間、教育委員会事務の点検・評価の項目として取り上げ、平成25年度には学力向上対策の重点的な取組として、「高知チャレンジ塾における学習支援の充実」と「就学前教育の推進」の2項目に絞って点検・評価を行った。また、平成27・28年度においては、これまで点検・評価において「学力向上対策」事業の一つとしていた「幼児期の教育と小学校教育の連携」を重点的な取組として特化し、「保幼小連携教育の推進」について点検・評価を行った。

全国学力・学習状況調査における本市の結果は、小学校においては全国平均レベルを維持しているものの、目標とする全国トップレベルには至っておらず、中学校においても改善傾向ではあるが、目標である全国平均レベルには至っていない。こうしたことから、「学力対策第二ステージ」の最終年度となった平成29年度からの4年間において「学力向上アクティブ・プラン」を展開し、これまでの取組を継承しつつ、学力向上対策の更なる充実を図ってきた。

令和3年度からは「学力向上アクティブ・プラン」の成果と課題を検証した上で、新たに4年間の「学力向上アクティブ・プラン第Ⅱ期」を位置付け、児童生徒の学力向上対策を進めている。本年度の重点事項としては、小中9年間の指導の積み上げに視点を置き、教科を拡充した学力向上推進室による支援の充実を図ることが挙げられる。学校の組織的・自立的な研究体制、人材育成への支援とともに、義務教育9年間の学びをつなぐ学習指導の充実と小中連携の促進に向けての支援を進めることで、本市が目標としてきた小学校は全国トップレベル（全国平均正答率比105）、中学校は全国平均レベル（全国平均正答率比100）を目指している。

第Ⅱ期 学力向上 Active アクティブ・プラン 令和3年度～令和6年度（抜粋）

Active 1 組織的な RPDCA サイクルの確立

- (1)メンター制を活用した人材育成
- (2)中学校における「タテ持ち」型、「教科間連携」型の体制によるライン機能の強化
- (3)小学校における学力向上に向けた取組計画及び中学校における授業改善プランに基づく取組の充実

- メンター制に基づく若年教員育成に向けた組織体制づくりへの訪問を行う。
- 組織力向上推進事業に基づき、「タテ持ち」型の学校、「教科間連携」型の学校の状況等に応じた訪問を行う。
- 学校が学力調査を目標設定及び実態把握の機会として活用し、実効性のある計画作成及び検証改善サイクルを充実できるように支援を行う。

Active 2 各校の学力向上の取組への支援

- (1)学校教育課による訪問指導の充実
- (2)教育研究所による研修及び訪問指導

- 中学校5教科に拡充した教科会への訪問を行う。
- 主幹教諭との連携を図った教科主任会への訪問を行う。
- 小中の円滑な接続を図る支援訪問を行う。
- 各校の実態に応じた意図的な学力向上推進員及び指導主事等による訪問指導を行う。
- 若年教員に対する訪問指導を行う。

Active 3 新学習指導要領の趣旨に沿った取組の充実

- (1)ICTを効果的に活用した学習活動の充実
- (2)外国語教育の充実

- 一人1台タブレット端末を活用した学習の定着に向けた取組を推進する。
- 拠点校を指定し、訪問指導や公開授業等により、外国語教育の研究推進や授業改善を図る。
- 英語学力調査における課題を踏まえた授業改善の視点に基づく実践と意図的な評価問題設定による検証を行う。

1 計 画

(1) 目標

- ① 教科に関する調査 : 全国平均正答率比 [小学校 105 中学校 100]
- ② 児童生徒質問紙調査「自分にはよいところがある」 : 肯定的回答 [小学校 85%
中学校 75%]

(2) 目標設定の理由

全国学力・学習状況調査において、小学校はここ数年の下降傾向から改善し、全国平均を上回っているが、中学校は依然として全国平均と開きがあり、学習の定着が十分でない生徒の割合が多い等課題が見られるため。また、学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的に問題を発見し、課題解決に向け、他者と協働しながら学び合う授業づくりを進めることで、児童生徒が求められる資質・能力を身に付け、自分のよさや可能性を認識できるようにすることが大切であるため。

(3) 対象事務の現状

全国学力・学習状況調査結果において、小学校では全国平均を上回り、中学校では調査開始以降改善傾向にはあるものの、依然として全国平均と開きがある。

2 実施状況（令和4年度）

■令和4年度学力向上対策における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
学力向上アクティブ・プラン第Ⅱ期 ～学力向上推進室による義務教育9年間の 学びの質の向上に向けて～	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（令和4年度）

<h2>評 価</h2>	対象取組の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
--------------	------------------------------------

各学校が学力調査から見られた課題解決に向け、実効性のある学力向上の取組を進めるとともに、取組の効果の検証・改善を計画的に行うことにより成果は現れてきている。学力向上推進員による学校運営への指導・支援、小学校市指定校における人材育成の視点に立った授業改善の推進、中学校における教科会への計画的な訪問、校長会中学校部会との連携等の取組を進めたことで、学校としての授業改善への意識改革につながってきている。今後は、各学校の取組についての検証を踏まえ、課題解決を一層進めるために、授業改善体制への継続的な指導・支援、小中の円滑な接続に向けた指導・助言を進めていく。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

全国学力・学習状況調査において改善傾向にあるものの、依然として中学校においては、全国との開きがあり、下位層の割合が多い。

知識・技能の習得に向けたタブレット・ドリルの効果的な活用や学力調査から見られた課題解決を図るための授業改善、学習の定着を確実にするための家庭学習、補充学習の工夫等、各学校の実態を踏まえた支援を強化する必要がある。また、小中9年間の学びの系統を捉えた指導についての理解、工夫が一層必要である。

(2) 改善策の検討

全国学力・学習状況調査から見られる課題解決を図るために、今後も継続して、各学校の学校経営計画を基軸とした取組の進捗状況を捉え、組織的・自立的な研究体制、人材育成に向けた指導・支援を行っていく。

義務教育9年間の系統的な指導の積み上げに視点を置き、中学校区において学習指導要領の目指す授業づくりの実現に向け、教材研究や授業研究を小・中学校の教員が共に行い、指導方法の工夫・改善を進めることができるよう教科を拡充した支援を行っていく。

授業実践力や学校の組織力を一層高めるために、数学担当教員対象の研修会や主幹教諭連絡会を開催していく。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

本年度実施された「全国学力・学習状況調査」の結果から見る高知市の児童生徒の学力状況は、小学校においては、国語・算数とも全国平均正答率を上回り、算数においては、調査開始以降最も全国を上回る結果となっており、成果が現れている。中学校においては、昨年度の調査開始以降最も全国との差を縮めた結果と比較すると、改善状況に停滞が見られ、依然として全国との開きが見られる。しかしながら、長年課題として取り組んできた記述式問題においては全国との差が縮まり、改善が見られた。また、児童生徒質問紙「自分にはよいところがある」においては、小学校、中学校とも昨年度よりも肯定的な回答が増加しており、中学校では目標を達成している。このことから、本市における学力状況は着実に向上しており、評価委員からは「本事業の方向性は正しいものである」との高い評価をいただいた。

今後は、学力調査分析を踏まえた改善策の具体を示すとともに、各校に必要な支援策の見極めを進めていく。

また、学力課題の改善に向けては、学習指導要領の理解、社会で必要とされる資質・能力の育成を図るための授業づくりの推進が不可欠である。

さらに、本市においては、管理職及び同世代のベテラン教員の退職の増加に伴い、若年教員が大幅に増加しており、組織的な学校運営、人材育成について、指導支援体制を一層強化する必要がある。

こうした課題に対応していくために、平成30年度から設置している「学力向上推進室」の担う役割は大きい。本年度は、中学校の学力課題解決に向け、教科を拡充した各校への訪問指導や教科主任会への訪問指導を新たに進めている。さらに、小中9年間における学びの接続を捉え、小中学校の教員が指導方法について共に学び合うことができる場への支援を行っていく。学校運営や人材育成に対して支援を行う学力向上推進員と、授業改善に対して指導・助言を行う指導主事等による学校への訪問指導等を、学校の組織力の一層の強化に向け、より効果的なものとなるように教育研究所とも連携を図り、学力向上対策の推進を目指している。

以下、いただいた4つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 持続可能な学力向上対策の在り方

【提言①に対応する取組】

教育委員会では、学力向上推進室を平成30年度に設置し、学力課題の解決に向け、学校の実態に応じた支援策を進めている。学力向上推進員による学校運営の視点での指導・助言を行う「学校経営計画に基づく訪問」、学校の組織的な人材育成に向けての指導・助言を行う「初任者育成に向けての定期訪問」、指導主事等による組織的な指導体制、研究体制の促進の充実に向けた指導・助言を行う指定校、中学校教科会等への計画的な訪問を進めることで、各校の課題解決に向けた実効性のある取組が進められてきている。

本年度は、小中の円滑な接続、教科を拡充した訪問指導も新たに行い、更なる学校への支援体制の強化を図っているところである。

学力向上推進室では、これまで直接的な訪問指導を中心とした学校支援を行ってきた。今後の支援の方向性としては、各校における組織的なR P D C Aサイクルの確立を一層図ることで、学校が組織的・自立的に取組を進めていくことができるように支援を行い、高知市として持続可能な学力向上対策を進めることが重要であると考えている。

そのために、学校が主体となって、課題解決に向けて必要な学力向上の取組を適切、かつ効果的に進められるように、学校経営計画を基軸とした取組の進捗管理及び改善の手立てへの指導・助言、目標達成を見据えた意図的・計画的な授業研究体制の構築、中心的な役割を担うリーダー教員の育成等に向けた仕組みづくりへの支援に重点を置いていく。

また、高知市教育委員会による学校支援を横断的に調整・連携する役割として、本年度から学力向上統括スーパーバイザーを配置し、学校支援体制をより手厚く進められるように教育研究所等との協働的な取組を進めていく。

提言② 学力調査のC B T化への対応

【提言②に対応する取組】

「アクティブ・プラン第Ⅱ期」における重点的な取組として、I C T機器を活用した教育活動を進めており、タブレット端末の活用についても、児童生徒の資質・能力の育成に向けた授業での活用、家庭への試験的な持ち帰りによる活用を行う等、積極的な取組を進めている。このような取組により、本年度全国学力・学習状況調査学校質問紙調査におけるI C T機器の授業における活用頻度は、小学校、中学校とも全国の活用頻度を上回っている。また、児童生徒質問紙調査における「I C T機器が勉強に役に立つ」の項目では、肯定的回答の割合が全国を上回っている。

本年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査では、小学校2校、中学校2校がG I G Aタブレット端末を使用して、オンライン調査を実施している。調査実施においては、児童生徒の調査時間や操作内容等についての問題点はなく、円滑に実施できた。また、学校については、問題配付や回収等の事務作業が軽減されるとともに、調査実施後すぐに結果返却があったことから、指導改善につなげるという点からも好評であった。

今後のC B T化^{※1}への移行に向け、「使い慣れる」「使いこなす」という授業における活用を充実できるように、動画や音声機能の活用、児童生徒が試行錯誤する過程を可視化できる利便性を生かした指導の工夫を取り入れ、これまでの指導方法との融合を図る等、具体的な活用方法を示す必要がある。タブレット端末の活用が、児童生徒の確実な資質・能力の育成につながるように、学力向上推進員によるI C T活用促進の視点をもった学校運営への指導・助言や指導主事等による児童生徒の主体性、協働性、個別支援の充実を図るための指導方法の工夫について、訪問による指導を計画的に行っていく。また、G I G Aスクール推進プロジェクトチームと連携した学校支援の充実を図る。

本年度12月には、高知県学力定着状況調査において、全ての学校で児童生徒質問紙調査をC B Tで実施する予定である。その状況を適切に捉え、児童生徒のタイピングのスピードや操作上の課題等を踏まえ、校長会等での発信も含め、今後の学校支援を進めていく。

※1 C B Tとは、「Computer Based Testing」の略であり、従来行われてきた筆記型調査（「Paper Based Testing」，P B T）を、コンピュータを使用して行うものをいう。

提言③ 平均正答率の向上のみではなく下位層の児童生徒を少なくすることを目指した、児童生徒の学習理解及び学習内容定着を図る取組の実施

【提言③に対応する取組】

全国学力・学習状況調査結果分析からは、児童生徒の学習状況を様々な視点から捉え、指導改善にいかすことができる。

校長会等を通じて、本調査における正答数度数分布の状況から下位層の児童生徒を明確にし、課題の要因と授業改善の視点や補完指導等の工夫と今後の対策についての情報提供を行った。また、教科会、指定校等への訪問や各研修会等の際には、具体的な課題改善に向けた取組を明確に示している。

今後は、授業において児童生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度に応じた指導方法の工夫と学習の定着状況の確認、ICTを有効に活用した知識・技能の定着に向けた取組を進める。また、学校組織として、多様化する子どもたちの様々な背景を捉えた上で、短期サイクルにおける学習状況の把握、授業と家庭学習のサイクル化等の取組への指導・助言を行う。さらに、各校における取組についての検証を基に、課題解決につながる効果的な取組の発信を行う。

提言④ 学校訪問や校内研修等あらゆる機会における学習指導要領趣旨の周知

【提言④に対応する取組】

2030年の社会と子供たちの未来を見据え、学習指導要領が改訂され、全面実施に先立ち、教育委員会では平成29年度に「学びの羅針盤」を作成し、これからの社会で活躍する子供たちに育成を目指す資質・能力を明確にした授業づくりの方向性を示した。

学力向上推進員や指導主事が校内研究会、教材分析、学習指導案検討に際しては、「学びの羅針盤」に基づき指導・助言を行うとともに、教育研究所の年次研修等においても同様の指導・助言を行っている。また、学習指導要領の趣旨を具現化した授業実践事例を指導資料や動画等で発信する機会を設け、具体的な授業改善のイメージをもてるように工夫している。

今後も、学習指導要領の趣旨理解、学習指導要領の着実な実施とともに、2020年代を通じて実現を目指す学校教育としての「令和の日本型学校教育」の実現に向けた考え方や方向性についての理解・周知を行っていく。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 学力向上対策】

<p>事業名</p>	<p>学力向上対策 ～学力向上アクティブ・プラン第Ⅱ期 学力向上推進室による義務教育9年間の学びの質の向上に向けて～</p>		<p>担当課</p>	<p>学校教育課</p>
<p>1 事業の目的・概要等</p>	<p>【事業の目的】 学校経営と組織的な学力向上の取組がつながる支援を行うとともに、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた授業改善を進めていくことで、学力向上を図ることを目的とする。</p> <p>【事業の概要】 ① 「学力向上推進員」等（11名）が高知市立小・中・義務教育学校を訪問し、管理職等に対し、主に次の事項について指導助言を行う。 ・ 組織的・機能的な学校運営 ・ 学校経営計画に基づく学力向上対策の検証及び評価 ・ 資質・能力の育成をベースとした教育課程の編成やカリキュラム・マネジメントの充実 ・ 若年（初任者を主として）教員を中心とした指導力向上への指導助言 ・ 教員育成等の組織的な取組についての指導助言 ② 指導主事等（11名）が、継続的な学校訪問及び研究指定事業を通して、資質・能力を育成する授業づくりの推進と学校における人材育成の視点で訪問指導を行う。</p> <p>【達成すべきレベル】 〈全国学力・学習状況調査〉 (1) 教科に関する調査：全国平均正答率比 [小学校 105 中学校 100] (2) 児童生徒質問紙調査「自分にはよいところがある」 ：肯定的回答 [小学校 85% 中学校 75%]</p>			
<p>2 成果</p>	<p>〈令和4年度全国学力・学習状況調査〉 (1) 教科に関する調査：全国平均正答率比 [小学校 103 中学校 90] 小学校では、国語・算数とも全国平均正答率を上回っており、全国平均レベルを維持している。算数においては、全国平均正答率比 105 と、調査開始以降最も全国を上回る結果となっている。中学校では、国語・数学とも依然として全国平均正答率を下回っているものの、これまで課題であった記述式問題において改善が見られた。 (2) 児童生徒質問紙調査「自分にはよいところがある」 ：肯定的回答 [小学校 78.3% 中学校 78.4%] 中学校では目標を達成しており、令和3年度と比較すると、小学校+1.5P、中学校+1.7P上回っている。</p>			
<p>3 課題等</p>	<p>全国学力・学習状況調査結果は、調査開始から見ていくと改善傾向にはあるものの、教科に関する調査では、依然として中学校において全国平均と開きがある。また、児童生徒質問紙調査では、小学校において目標に達していない。</p>			
<p>4 今後の取組</p>	<p>継続的な指導の積み上げに視点を置き、教科を拡充した支援を行い、学校の組織的・自立的な研究体制、人材育成への支援とともに、義務教育9年間の学習指導の充実を図ることを目指す。具体的には、数学担当教員対象の研修会や主幹教諭連絡会を開催していく。</p>			
<p>5 評価</p>	<p>達成度</p> <p>B</p>	<p>方向性</p> <p>a</p>	<p>評価内容</p>	<p>学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりを一層推進するため、学校の組織的・自立的な取組が行われるよう、引き続き指導・支援を行っていく。</p>
<p>(参考) 本事業の評価基準</p>	<p>達成度</p> <p>AA</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>D</p>	<p>定性的内容</p> <p>目標を大幅に上回る成果を挙げている。</p> <p>目標を上回る成果を挙げている。</p> <p>ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。</p> <p>目標どおりの成果に至らない見通しである。</p> <p>目標を大幅に下回る見通しである。</p>		<p>定量的内容</p> <p>達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。</p> <p>達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。</p> <p>ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を挙げた。</p> <p>達成水準に対して90%未満の成果であった。</p> <p>達成水準に対して80%未満の成果であった。</p>

	方向性	内容
	a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
	b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
	c	事業の抜本的な見直しが必要である。

■ 点検・評価委員からの意見等

G I G Aスクール構想推進事業

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 政府のG I G Aスクール構想の活用と昨年度までの高知市の取組により実現した、児童生徒一人1台のタブレットP Cの整備、全ての学校に高速大容量の通信ネットワークなどのハードウェア整備の成果を活用してI C T教育をより推進することは必要不可欠なものである。
- 今年度の高知市教育委員会の取組は、ソフト面の充実という観点からI C T活用指導力の向上研修の充実とし、そのための組織として学校教育課・学校環境整備課・教育研究所の3者からなる「G I G Aスクール推進プロジェクトチーム」を設置している。
- 教育の情報化やD Xの推進は、現在の社会を生きていく、あるいは、未来の社会を形成していく子どもたちに必要不可欠となる資質・能力の形成、すなわち、日常的な教育活動において十分に活用され、また、I C Tそのものが教育されることで初めて目的が果たせるものと考えられる。具体的には、教員一人一人が日常的にI C Tを活用して教育活動を行ったり、豊かな情報教育が子どもたちに提供されたり、学級経営や生徒指導、成績処理や校務運営などにおいて積極的に活用できるようになることが挙げられる。

前記した、高知市教育委員会の今年度の事業は、昨年度までのI C Tに係るハードウェア整備の成果を活用し、ソフトウェア面に着目した学校支援の充実によりG I G Aスクール構想を進めようとするものである。また、到達すべきレベルにおいて挙げられている、「60校60通りの『G I G Aスクール構想』」は、各学校・各教員間でI C T教育に関する課題が異なっている中で目標の立て方として適切なものであると考えられる。

以上の事から、担当課による事業の方向性の評価は極めて妥当なものであり、今後も強力に事業の推進を図っていただいたいと考える。また、到達すべきレベルとして挙げられている、全ての市立学校（60校）の訪問指導、「G I G Aスクール推進モデル校」の指定と活用、「学びの羅針盤」への内容追記に関して、上記3点のほとんどが実現できていることからすると、達成度は「A」としてもよいかとも思われるが、今後の更なる充実の必要性も踏まえて、担当課の「B」評価も、妥当な評価であると考ええる。

- 本事業の取組については、以下の点を評価したい。
 - 1 事務局内の体制整備（G I G Aスクールプロジェクトチームの発足）を行い、教員のI C T活用指導力向上に取り組んでいる。
 - 2 「G I G Aスクール構想の実現 ロジックモデル」の策定や、高知市モデルの構築に向けた「I C T活用の段階」「各学校のタイプ別分析」「目指す姿」等、具体的プランを明確にして事業推進に取り組んでいる。
 - 3 市内60校の実態把握と学校に応じた推進支援に取り組んでいる。
 - 4 G I G Aスクール推進モデル校を指定し推進を図るとともに、その実践内容を市内各校に広く発信する取組がなされている。
 - 5 学習指導要領では、「コンピュータでの文字入力などの情報手段の基本的な操作を充実する」ことが求められているが、学校では、アプリを使用しているタイピング練習の取組がなされている。

- 6 学校では、先進事例である「クラウドプラットフォーム」や「AI型デジタルドリル」等の活用も見られる。
- 7 児童生徒の情報端末の活用については、スライド作成（パワーポイント）、プリントとタブレットを合わせた学習、家庭学習での活用、夏季休業中のタブレットからのレポート提出等、多様な実践がなされている。

反面

- 1 学校における情報端末の保守管理面での担当者の負担度は大きく、管理方法について再考が必要である。加えてタブレット端末の修理代が高額になっている問題も他県で、新たに発生している。本市においても想定しておく必要がある。（久喜市、小中学校でのタブレット端末の修理代1,029万円支出、補正予算約766万円を議会に提案）
- 2 GIGAというICT機器を活用した教育改革の局面に入り、GIGAスクール構想実現に向けて、学校だけでは解決できない阻害要因が多岐（複合的）にわたることから、本市としてのGIGAスクール構想実現に向けた対応策や「総合的な推進計画」が必要である。
一般的には、「GIGA元年」と言われたこの1年間で、発足1年目のGIGAスクールプロジェクトチームを中心として、「授業におけるICT機器活用」への取組は、想定を上回る推進がなされている。高く評価したい。

2 改善点等の提言

- 基本的には、本年度の取組を充実させるとともに、課題等と今後の取組に示されている、各教科の特色や各学校の特色や置かれた環境に最適化された、60校60通りのGIGAスクール構想推進を実現してもらうことが何よりの課題である。
また、担当課は「推進モデル校や研究推進校から内容が波及するようにしていく必要がある」とし、今後の取組において、「活用した授業実践を行うよう学校と協働しながら授業公開や実践事例の公開を各校において定例会を行いICTを活用した授業実践を行うよう学校と協働しながら授業公開や実践事例の公開」を行うとされているが、GIGAスクール構想に係る事業でICTを活用した授業実践に係る取組であり、また、教員の働き方改革などの点からすると、こうした発信や研修提供自体をオンラインで実施したり、学校種・教科・学年・単元などで細分化したコンテンツとして研修教材を作成し、非同期で自由な時間に視聴・研修が受けられるようなシステムを整備したりするなどの学校・教員への支援・研修システムそのもののICT化の進展も検討願いたい。
あわせて、教育情報機器の活用、それらに関する先進事例の収集と提供、研修の内容に関して、学習指導・教科指導に加えて、学級経営や生徒指導、校務運営での活用についても支援の提供を積極的に進めていってほしい。
- GIGAスクール構想実現に向けては、ICTを有効に活用した「主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を図っていくための指導方法」への取組だけでも大変な課題であるが、その他にも、予算・セキュリティー・支援体制・学校間格差対応・児童生徒の健康問題等々、様々な対応が求められる。

これらは学校現場の努力だけでは解決できるものでなく、以下の観点も踏まえ、本市教育委員会としての「GIGAスクール構想実現」のための対応策や総合的な推進計画は必要であると捉える。

- 1 GIGAスクール構想の背景になっている、VUCA（不安定・不確実・複雑・曖昧）な世界やSociety5.0の到来により、時代の大きな転換期にある状況にいること、それを踏まえた文部科学省の「GIGAスクール構想」実現への取組であることへの認識など、改めて「なぜ、GIGAスクール構想への取組が重要なのか」「何のためにやるのか」「なぜ学校は変化しなくてはならないのか」「教育ICTによって学校は何ができるようになるのか」「一人1台端末が意味することは」等、学校へのGIGAスクール構想の基本理解への手立てについて
- 2 実践面では、ICT機器を導入し学校DX（ICT機器活用を授業だけでなく、学校という組織全体のデジタル化）の推進、GIGAスクール構想が目指すICT機器活用を切り口とした教育改革の実現、これからの学校デザインの方向性についての指針、学校間格差への手立てについて（「取り残された学校」があってもいけないし「取り残された自治体」になってはならない。）
- 3 業務面においては、授業関連・校務関連・環境整備関連・校内研修関連と多岐にわたる。具体的には、ICT機器の授業準備・片付け、児童生徒のICT機器操作支援、情報リテラシー・モラル指導、校務支援システム操作支援、障害トラブル対応、ソフトウェアのバージョン管理、セキュリティーポリシー作成、研修計画作成等々への取組をしなければならない。そのための、ICT支援員の配置や企業・NPO（ICT活用教育アドバイザー）との連携等、専門的な助言、教員のICT活用指導力の向上や研修支援体制づくりへの手立てについて
- 4 機器整備・運用計画に関わって、学習用のツールをどう整えていくか。予算措置が推進に影響し、予算確保は重要である。整備のための予算対策への手立てについて
例えば、厳しい財政状況の中で、財政部局説得のためには実績・活用度を示すことが不可避であり、そのためには、GIGAスクール予算獲得のためのエビデンス（証拠、根拠、形跡）提示等への手立てについて

不登校対策

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 高知市においては、特に、中学校における不登校は大きな課題となっており、子どもたちへの教育提供の保障という点から、不登校への対策は重要性の高い施策である。
今年度の高知市教育委員会の不登校対策は、「児童生徒の学校生活における質の向上」「登校の安定しない児童生徒への早期発見・早期対応」「不登校状態の児童生徒を対象とした進路保障のための自立に向けた取組の強化・充実」を目的とし、高知県教育委員会人権教育・児童生徒課の「不登校担当教員配置校サポート事業」の研究指定を受けた11校（小学校5校、中学校6校）での不登校に関する研究推進、不登校担当教員（小学校4校、中学校6校）を対象として連絡会の実施（年5回）、そして、11校が取り組んできた不登校の予防や

支援に関する具体的な内容の検証と成果の発信としている。

- これらの取組に対する今年度の成果は、新規長期欠席者数の出現率と不登校担当教員配置校における支援ゼロの児童生徒0名という達成すべきレベルとして設定された水準を、おおよそ満たすものとなっており、担当課による事業の方向性の評価と達成度に対する評価は極めて妥当なものであると考えられる。今後も、改善工夫を加えながら、また、その成果検証をしながら進めていってほしい。

- 1 本事業は、文部科学省の「不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的指針（「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（29年3月）」）に示されている次の内容を基本に、

- ・全ての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
- ・不登校は、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うこと
- ・児童生徒が社会的に自立することを目指し、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うこと等

総合的推進・実践がなされており、その成果は、第一次評価の通りである。

具体的取組内容については、11校発信のリーフレットからも伺うことができる。

- 2 指定校では、担当教員の意欲的な取組によって、小中学校の児童生徒の実態把握や情報共有ができ、児童生徒支援にいかすことができたとの成果も聞かれた。
- 3 不登校担当教員対象の連絡会では、他校の実践を自校の取組に反映する等、交流成果も見られる。
- 4 特に取組の成果として表れたことは、令和4年7月末時点で、長期欠席者数の出現率は、小学校では昨年度同様で推移し、中学校では減少していることである。

本事業は、今年度で終わるが、成果の出た事業として今後の施策に期待がかかる。

2 改善点等の提言

- 事業の課題においては、不登校担当教員としての発信力の弱さや学校全体の組織力の弱さにより、学校間で組織的対応力の格差があることが示されている。この点に関して、今後の取組として、校内支援委員会のレジメや状況把握シートの高知市モデルの作成、「不登校支援ハンドブック事例集」の発行、高知市不登校担当教員連絡会の実施などを挙げている。まずは、こうした取組をしっかりと実施してほしい。

- その上で、不登校担当教員の育成や学校の組織力の形成には一定の時間がかかり、また、不登校対策は（個々の児童生徒の置かれた環境によって最適な対応が異なることを前提として）、子どもたちへの教育提供の保障そのものにつながる課題であることから、現状においても学校に組織的な対応を求めたいものでもある。

そうした点を考えると、例えば、今年度の7月現在において、30日以上欠席者の内、中学校で6名の生徒が支援ゼロとなっており、学校内で担任や他教員を中心とした支援を受けている状況にあることが報告されている（ただし、本事業で設定されている到達レベルは、90日以上欠席不登校者の内支援ゼロの児童生徒を0人にするためであるので、現在の事業

においては、7月の時点の状態は問題ではない）。

- 不登校に限らず、児童生徒指導に対する組織的な担当の必要性は、担任教員や養護教諭、あるいは、スクールカウンセラーが、個々別々に案件を抱え込んでしまうことが、多様な視点からの支援を妨げたり、支援担当者の過負担となるなど、児童生徒と教員の双方にとって問題とする事態を防ごうとするものである。

こうした点からすると、不登校担当教員の資質向上や学校の組織力の向上といった中期的な課題解決に加えて、例えば、学校において生徒指導上の情報の報告と共有化についての一定のルールを策定し、特定の条件を満たした場合に機械的に適切な専門家の手に委ねるなどの方策も考えられてよいかもしれない。

例えば、スクールカウンセラーは「外部性」を持った専門家であり、教育の専門家の教員が、教育の専門家であるが故に見落とししたり、深く考えたりすることのない情報について、心理の専門家の目線から拾い上げ、当該情報の重要性や位置付け、活用の仕方などを含めて提供できる存在であることを意味しており、反対に、教育の専門家である教員は、心理の専門家であるSCがそれ故に見落とししてしまう情報について、価値付けしてSCに提供することができる。必要であるのは、両者による情報の収集とその共有化と共同で活用の仕方を検討することであり、そうした活動によって、個々の生徒に最適化された指導体制が構築できると考えられる。

- 「不登校児童生徒の「学べる場（受け皿、居場所づくりを）」を拡大していく取組を」

文部科学省調査（2018年10月）では、小中学生の不登校は14万4千人超となり、1年前から1万人以上増えている。少子化で小中学生の数は同時期に9万8千人減っており、子どもたちの総数に占める不登校の割合は、1.35%から1.47%に上がっている。約20年ぶりの高率となっており、今後も増加傾向が懸念されている。

また、ある財団調査（約6500人の中学生対象、年間の欠席日数30日未満でも不登校傾向にある中学生の割合について、2018年調査）では、「1週間以上連続で、学校を休んだことがある／休んでいる」「学校の校門・保健室・校長室等には行くが、教室には行かない」「基本的には教室で過ごす、授業に参加する時間が少ない」「基本的には教室で過ごし皆と同じことをしているが、心の中では学校に通いたくない・学校が辛い・嫌だと感じている」をまとめて「不登校傾向」とすると、その全国での総数は約33万人に上る。

不登校と不登校傾向を合わせると、約43万人の中学生が登校に何らかの困難を抱えていることになり、全中学生に占める割合は約13.3%、7～8人に1人となるという結果がある。

文部科学省施策として、令和2年度から「不登校児童生徒に対する支援推進事業」において、教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関や民間団体との連携体制を整備するなど、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援の推進を図ることとしている。

- このような状況を踏まえ

1 「多様な学べる場（受け皿、居場所づくりを）の拡大を」

本市においても、上記のような増加傾向が懸念されるのであれば、今後、教育研究所だけでは対応できなくなることが懸念される。

文部科学省の方向性も踏まえ、本市においても、「フリースクール」「フリースペース」「教育課程特例校の模索」等、多様な学べる場（受け皿、居場所づくりを）を拡大させていく段階に入っているのではないかと捉える。

自所での不登校児童生徒の受入対応から、他所での学びの場拡大への整備に向けた取組を、他県での事例を参考にしながら検討すべきではないかと認識する。

2 「『校内型適応指導教室研究実践モデル校』の拡大を」

「本モデル校」の取組は、各学校とも、タブレットの工夫活用がなされ、別室での児童生徒が在籍学級との交流ができる等、多くの成果が見られる。成果の見える事業は、拡充すべきと考える。

3 「『不登校に関わる』研修講座の開設を」

「不登校担当教員配置校サポート事業」指定校の成果をまとめた冊子や「ほんの少し変えるだけでうまくいく（高知市教育委員会発行の冊子）」等、優れた資料は学校への配布だけでなく、「不登校に関わる研修講座」を開設し、児童生徒に直接関わる教員を対象に研修の場で還元していくことが、教員の資質向上にもつながり効果的であると考えている。

教育研究所の研修体系について、悉皆研修と任意の研修の精選（スクラップ&ビルド）を図り政策的課題対応に必要な研修講座の設定について検討が必要と考える。

学力向上対策

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 高知市教育委員会は、全国学力学習状況調査などの結果を受け、組織的・継続的に学力向上対策を強力に行ってきた。平成29年度からの「学力向上アクティブ・プラン」（4年間）に続き、令和3年度からは「第Ⅱ期 学力向上 アクティブ・プラン」（令和3年度～令和6年度の4年間）として、組織的なR P D C Aサイクルの確立、各校の学力向上の取組への支援、学習指導要領の趣旨に則った取組の充実の3点を柱とした施策を実施している。
- 今年度の各校の学力向上の取組への支援においては、「学力向上推進員」等（11名）による高知市立小・中・義務教育学校への訪問による指導助言、及び、指導主事等（11名）による、継続的な学校訪問及び研究指定事業による資質・能力を育成する授業づくりの推進と学校における人材育成への支援が行われている。
- これまでの取組によって、小学校に関しては全国トップレベルの学力水準となっており、中学校についてもその点数の伸びは全国でも飛び抜けたものとなっているが、今年度の取組の成果においても、達成すべきレベルとして設定している、全国学力学習状況調査の教科に関する調査についての全国平均正答率比：小学校105，中学校100は，小学校103，中学校90であり，児童生徒質問紙調査の「自分にはよいところがある」への肯定的回答：小学校85%，中学校75%は，小学校78.3%，中学校78.4%となっている。
- 小学校は、これまで同様、全国平均正答率を大きく上回っており、中学校は全国平均正答率を下回っているが、これまで課題とされてきた記述式問題の改善が見られるなど着実な改善が見て取れる。
- 児童生徒質問紙調査についても、達成すべきレベルで設定した数値までは及んでないが、前年度との比較では、小学校で1.5ポイント，中学校で1.7ポイント向上しており，こちらも成果が確認できると言える。
- 小学校の学力に関しては全国平均レベル以上の維持をしており，中学校に関しては，全国

学力学習状況調査の開始時期からの著しい伸びや記述式問題の改善などの成果が確認でき、事業の方向性は正しいものであると評価をすることができる。担当課の「a」の評価は正しいと判断できよう。また、事業の達成度に関しての担当課の「B」評価に関しても、達成すべきレベルとして設定していた数値実績に照らして、妥当な評価であると考えられる。

- 1 本事業に対する評価は、一次評価に示された通りである。
- 2 全国学力・学習状況調査の結果に関わっては
 - (1) 教科に関する調査では記述式問題に改善が見られ、児童生徒質問紙調査では、肯定的な回答が昨年度を上回る結果となっている。学力向上推進室を中心とした取組の成果であると捉える。
 - (2) 学力向上推進室への学校からの要請訪問等が増えていることは、学校のニーズに沿った取組の表れであると判断する。
- 3 全国平均正答率に関しては、小学校は全国平均を上回っているが、中学校は下回っているのはなぜか。例えば、小学校から私学に進学した層が抜けたことが関係しているのか等、その要因が見えない。今後の対策のためにも分析結果を示して行くことは大切である。
- 4 教育課程の実施については、必要な人的・物的な体制を確保するとともに、その改善を図ることが求められている。

しかし、コロナ感染対応を行いながらの教育活動はもとより、本市（県）においては、教員の欠員状態の中で、大変苦慮した学校運営を行っており、このよう状況下にありながら真摯に学力向上への取組がされていることについても評価したい。

2 改善点等の提言

- 「学力向上推進員」や指導主事等による、継続的で丹念な学校訪問指導による学力対策は、非常に強力なもので、一定以上の成果を挙げていることが確認できる。また、高知市教育委員会は、全国学力学習状況調査の第1回実施以降、様々な学力対策を精力的に行ってきたおり、その点も、児童生徒の学力向上に対する効果として現れている。

学力の向上は、学校が自校の現状を理解し、適切な学校経営計画を立案し、その中に、学力向上も含めて、必要な生徒指導改善や学級経営改善、学習指導改善を行っていかのかにかかっている。高知市教育委員会の取組は、こうした点も考慮に入れ、校長に対して学校経営的な側面からの支援も行ってきた。

他方で、多様で大規模な、また、教育委員会にとっても負担の大きな学力向上対策を、現在の形で継続していくのか／継続できるのかを検討することや、学力対策の新しいステージに入ったことを踏まえ、これまでとは異なる学力対策の在り方／持続可能な学力向上対策の在り方を模索することも期待されていると思われる。

- 現在の文教政策、保護者、大きく言えば社会は学校と教員に対して、一方では、学力学習状況調査に見られる「学力」の向上（言い換えれば、正答率の向上）を求め、一方では、キー・コンピテンシー^{*1}、21世紀型学力（活用力や発信力、コミュニケーション力）、ICT活用力といった数値で測ることが難しく、また、旧来の学習指導では教授が難しい学力の形成も求めている。

これらはそれぞれ無関係に存在するものではなく、ある部分は重複し、ある部分は包含関

係にあり、ある部分は片方を基礎としてその上に形成される能力である場合もあるなど、相互に関係付けられているものでもある。

高知市における学力対策は、全国学力学習状況調査の結果を受けて強力に進められてきたという来歴から、数値で確認できる学力（全国学力学習状況調査における正答率とその全国平均との比較）の向上を中心的な対象として取り組まれてきた。成果からするとそれは適切なアジェンダ・セッティングであったと思われる。

- 一方で、学力対策の開始から一定以上の年限が経過していること、新しい学力観が提示され、それを基にした新学習指導要領への対応が求められている状況からすると、学力向上対策施策がメインターゲットとする児童生徒の能力や達成のレベルの設定を、現代的な形で改めて捉え直し、次世代の子どもたちが、未知の社会的課題を自身の手で解決していけるような学力の形成のためのものへとバージョンアップして頂きたい。
- 「学力調査のC B T化への対応を」

文部科学省・国立教育政策研究所は、「全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学習状況がどうなっているかを測定し、これからの授業の指導改善にいかしていくためのものである」ことを踏まえ、ペーパーテストのC B T化に取り組んでいる。

その理由には

- (1) データのやり取りが迅速化し、採点や結果の返却が早くなる
- (2) カラーでの表現や動画、音声の活用が可能となり、問題等の表現の幅が広がる
- (3) 個人の学力状況によって出題問題を変えることが可能となり、学力やつまづきをより細やかに分析できる
- (4) 経年比較ができる

というメリットが挙げられている。

実際に、国立教育政策研究所において、設問ごとに分析結果や指導改善のポイントや経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施、調査結果を活用した専門的な追加分析などの取組がなされており、今後、C B T化は、急速に進むことが想定される。

本市においてもC B T化対応のための部署は必要と認識する。

- 児童生徒「個々」への学習理解と「学習内容定着」への手立てを
全国学力・学習状況調査結果については、全国「平均」正答率から成果が判定される傾向にあるが、全国学力・学習状況調査の目的は、学校における個々の児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることである。

「平均」より、各学年における「下位層の割合をいかに少なくするか」ということが重要であり、そのためには、児童生徒一人一人の「学習理解」と合わせて家庭学習の在り方含め「学習の定着」をどう図っていくかについて、取組が必要と考える。

※1 キー・コンピテンシーとは、言語や知識を活用する能力や多様な集団の中で人間関係を形成する能力、自律的に行動する能力等、急速に変化する社会の中で必要とされる資質・能力のことをいう。

○ 学校訪問や校内研等あらゆる機会に、学習指導要領趣旨の周知を

学校では、どの程度学習指導要領趣旨が認識されているか。不十分であれば、(1)学習指導要領の基本的な考え方（①社会に開かれた教育課程の実現，②何ができるようになるかの明確化，③主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善，④教育内容の主な改善事項），(2)学習指導要領の着実な実施に向けた取組，(3)教育課程の改善に向けた取組について等，教職員への認識を深め意識化を図るために、学校訪問や校内研等あらゆる機会に内容を伝えて行くことが必要と考える。

■ おわりに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価は、平成20年度からスタートし、本年度で15年目となりました。

本年度点検・評価対象とした3項目につきましては、事務の在り方や今後の方向性について検討・分析し、さらに、点検・評価委員から貴重なご意見をいただきながら、本年度も点検・評価を行うことができました。

この3項目につきましては、それぞれP D C Aの業務サイクルに沿った取組が進められているものと考えております。

今後も、事業の目的に沿った取組を進めてまいります。

また、点検・評価が、学校現場の教職員や教育委員会事務局・教育機関の職員の意欲の向上につながり、そして子どもや保護者の方々にも納得いただける評価となるよう、引き続き評価の在り方について検討してまいりたいと考えております。

令和4年度教育委員会の
事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書

高知市教育委員会